

店舗販売業休止・廃止・再開届出に必要な書類等

1 廃止の場合

事後30日以内に下記を提出してください。

- ① 休止・廃止・再開届書（様式第8）
- ② 医薬品販売業許可証

・以下の業種も行っている場合は、併せて廃止の手続きをしてください。

【管理医療機器等販売業貸与業】

- ① 休止・廃止・再開届書（様式第8）

【毒物劇物販売業】

- ① 廃止届（別記第11号様式の(2)）
- ② 毒物劇物販売業登録票

2 休止・再開の場合

事後30日以内に休止・廃止・再開届書（様式第8）を提出してください。

・管理医療機器等販売業貸与業の届出も行っている場合は、併せて休止・再開の手続きをしてください。